

「亀田縞」新たな利活用推進事業 募集要項

1. 目的

亀田縞の新たな利活用や販路拡大、更なる認知度の向上へ向け、亀田縞を広く PR することを目的とした新たな製品の製作や他分野との連携で亀田縞を活用する取り組みなどを行う各企業や団体を募集し、その取り組みに係る経費の一部を補助します。

2. 募集期間

令和 6 年 6 月 17 日(月) ~ 令和 6 年 7 月 12 日(金)

3. 応募要件

申請者は、以下の事項全てに該当すること

- (1) 事業の実施から実績報告まで当年度内の決められた期限までに遅滞なく履行できること
- (2) 新潟市江南区内に活動拠点を有する中小企業者等（※）や団体等であること
※中小企業者基本法第 2 条第 1 項による中小企業者の範囲とする
- (3) 次の各号に該当しない者であること
 - ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者でないこと
 - ② 政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者でないこと
 - ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦、支持し、又はこれらに反対することを目的とする者でないこと
 - ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）でないこと
 - ⑤ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過していない者の統制の下にある者でないこと

4. 補助対象事業

地域の祭りや活性化イベントなどの亀田縞を広く周知できる機会での亀田縞とのコラボレーションや亀田縞製品の活用、他分野の企業や団体との連携による亀田縞のPRなどの多くの人が集う機会を利用することで、亀田縞の新たな利活用や販路拡大、更なる認知度の向上等に繋がる取り組みを対象とします。

ただし、単なる亀田縞製品の販売行為にかかる取り組みは対象外です。

〈対象となる取り組み例〉

- ・ 他分野の企業や団体との連携による亀田縞のPR
- ・ 亀田縞を広くPRできる式典や会合等における亀田縞製品の活用
- ・ 地域の祭りや活性化イベントとのコラボレーション

〈対象外となる取り組み例〉

- ・ 亀田縞の販売行為にかかる仕入れ
- ・ 以前から定例・慣習的に実施しており新たな要素を取り入れていない取り組み（設置済みの亀田縞製品の修繕や更新など）

5. 補助対象経費

対象事業の実施に直接必要な経費とし、申請者の経常的な経費や営利行為に係る経費等は対象としません。経費の詳細は（別表1）をご覧ください。

なお、消費税、振込手数料は補助対象外とします。ただし、振込手数料は、取引先が負担しており取引価格の内数になっている場合は、補助対象経費として計上することができます。

また、採択された場合は、補助金交付決定通知日から遡り、令和6年4月1日以降の経費に係る支出を補助対象とします。

6. 補助率・補助額の上限

補助対象経費の3分の2の金額(千円未満切り捨て)

上限 15万円

7. 申請から補助金交付までの流れ

	内容	日程
①	補助金交付申請書の提出	令和6年6月17日(月) から 令和6年7月12日(金) まで
②	採否結果通知	令和6年7月31日(水)頃 予定
③	実績報告書の提出	令和7年2月28日(金) まで

※実績報告書を審査した後、指定された口座へ補助金をお振り込みします。

8. 申請書類の提出について

(1) 受付期間

令和6年6月17日(月) から令和6年7月12日(金) まで

(2) 提出方法

「12. 問い合わせ・書類提出先」に郵送、持参またはメールで提出

(3) 提出部数

正本1部

(4) 提出書類

①補助金交付申請書(様式1号)

②事業計画書(様式1号 別紙1)

③収支予算書(様式1号 別紙2)

④申請者の概要(パンフレット可)

※団体の場合はこれに代わる経歴などが分かる資料

⑤法人・企業・団体等の定款、規則、会則等

⑥その他事業に関する任意の資料

※必要に応じて追加資料の提出および説明を求めることがあります

9. 評価および審査

提出された申請書は、亀田縞利用促進協議会の委員が審査を行い、採否を決定します。なお、不採択理由についての問い合わせについては応じられませんのであらかじめご了承ください。

〈審査の視点〉

- ・ 亀田縞のPR効果の高さ
- ・ 亀田縞の活用度合い

- ・提案の具体性（ターゲットや実施方法）
- ・取り組みの新規性
- ・地域や他産業への波及効果の高さ など

10. 事業実績の報告

事業を実施後、以下のとおり実績を報告してください

(1) 提出期限

令和7年2月28日（金）まで

(2) 提出方法

「12. 問い合わせ・書類提出先」に郵送、持参またはメールで提出

(3) 提出書類

- ①実績報告書兼補助金請求書（様式3号）
- ②事業実績報告書（様式3号 別紙1）
※成果物が分かる写真等も添付してください
- ③収支決算書（様式3号 別紙2）
- ④補助対象経費にかかる支払い証拠書類
- ⑤その他事業に関する資料（任意）

11. その他

- (1) この要項について疑義が生じた場合は、協議会の判断によります。
- (2) 評価および採否決定の審査に関する問い合わせはご遠慮ください。
- (3) 補助事業の内容を変更する恐れがある場合は、事前に協議会へ協議してください。

12. 問い合わせ・書類提出先

〒950-0195

新潟市江南区泉町3丁目4番5号

亀田縞利用促進協議会 事務局（新潟市江南区役所産業振興課）

TEL：025-382-4809

E-mail：sangyo.k@city.niigata.lg.jp

(別表1)

経費区分	内 容
謝金	アドバイザーなどへの謝金
旅費	アドバイザーなどへの旅費
通信運搬費	郵便代、送料など
印刷製本費	チラシ、パンフレット、ポスター等の作成費
原材料費	亀田縞の生地や製品の購入に要する経費 その他材料や副資材の購入に要する経費
委託費	事業の一部を委託する経費（例、亀田縞の加工委託や加工のデザイン作成など）
その他経費	上記の他、特に必要と認める経費 ※事前に協議をすること

以下の経費は補助対象となりません。

- ・ 消費税
- ・ 令和6年4月1日より前に支出した経費
- ・ 令和7年3月1日以降に支出する経費
- ・ 申請者に対する人件費、謝礼金、食糧費、旅費などの経費
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るものの購入等にかかる経費
(備品購入など含む)
- ・ 販売を目的とした商品等の生産や販売にかかる経費（仕入れに要する経費など）
- ・ 文房具等事務用品の消耗品代
- ・ 価格設定の適正性が明確でない中古品等の購入費
- ・ 上記のほか、社会通念上、不適切と認められる経費